

広報

はむら

平成23年1月15日



Main Contents

- 平成23年度住民税の申告・平成22年分所得税の確定申告など 1
- 『広報はむら』有料広告掲載者募集!! 4
- お知らせ 5

表紙の写真

昔の給水の拠点 まいまいず井戸

羽村駅東口のそばにあるまいまいず井戸。水場まで渦巻状に通路が作られ、その形がかたつむりに似ていることから、まいまいず井戸と呼ばれるようになりました。

江戸時代に改修されたといわれ、昭和36年に羽村町が水道水の給水を開始するまで、雨の日も雪の日も、生活に欠かせない井戸として、近隣の人々に利用されていました。

(写真：平成20年1月23日(木)撮影)

平成 23 年度 住民税 (市民税・都民税) の申告

受付期間 2月1日(火)～3月15日(火)

(祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室A

※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受け付けます。

市民税・都民税の申告をしなければならぬ方

○給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で確認してください)
○事業・不動産・配当・年金・その他の所得のあった方で、所得税の確定

申告が必要ない方

※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得のない方も必ず申告してください。

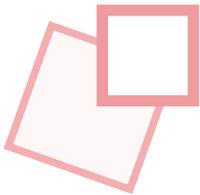
市民税・都民税の申告が必要ない方

○所得税の確定申告をする方(確定申告書を税務署へ提出する方)

申告の際に持参するもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③ 年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票

平成 22 年分 所得税の確定申告



- ④ 国民年金保険料などの控除証明書
- ⑤ 社会保険の領収書(平成22年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)
- ⑥ 生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書など
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など
- 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
- 事業所得などのある方は、収支決算書や帳簿など

郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書などの必要書類を添付し、郵送してください。
※申告書の控えに受付印が必要な方は、

宛先(申告する方の住所・氏名)を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
郵送先 〒205-8601(所在地記載不要) 羽村市課税課市民税係

●注意

国民年金保険料の支払額については、日本年金機構専用コールセンター(☎0570-070-117)または青梅年金事務所(☎0428-30-3410)へ照会の手続きをしてください。

●お願い

申告を円滑に行うことができるよう、正確に記載した申告書を提出してください。

問合せ 課税課市民税係

◆インターネットの申告が便利です◆

所得税の確定申告には、インターネットで申告書の作成や提出のできる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」制度があります。
自宅のパソコンで確定申告ができ、最高5000円の税額控除を受けられる場合があります。

利用には事前の手続きが必要です。

詳しくは、e-Taxホームページまたはヘルプデスク(☎0570-015901)で確認してください。

※インターネットで確定申告書を送信する際に必要な「電子証明書(住民基本台帳カードが必要)」の発行は、市役所1階市民課受付係で行っています。